

行政財産使用許可事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>南海ビルサービス株式会社</p>	<p>南海ビルサービス株式会社（以下「南海ビルサービス」という。）は、平成23年4月から大阪府立体育会館の指定管理者として、同会館の管理運営を行っている。</p> <p>南海ビルサービスは、指定管理運営開始から、利用者の利便性を高める目的で、自主事業としてコインロッカーを設置しているが、当該コインロッカーの設置に係る建物（行政財産）使用部分について使用許可の申請手続きを行っていない。</p> <p>（府立体育会館に設置したコインロッカーの建物使用面積）</p> <table border="1" data-bbox="605 835 1403 1094"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>縦 (m)</th> <th>横 (m)</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 南東側</td> <td>0.605</td> <td>1.727</td> <td>1.045</td> </tr> <tr> <td>1階 西側</td> <td>0.605</td> <td>1.727</td> <td>1.045</td> </tr> <tr> <td>1階 北東側</td> <td>0.605</td> <td>2.584</td> <td>1.563</td> </tr> <tr> <td>地下2階</td> <td>0.605</td> <td>2.584</td> <td>1.563</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>5.216</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	1階 南東側	0.605	1.727	1.045	1階 西側	0.605	1.727	1.045	1階 北東側	0.605	2.584	1.563	地下2階	0.605	2.584	1.563	合計			5.216	<p>直ちに行政財産の使用許可申請手続きを行うとともに、今後は、関係法令を十分に理解の上、適正な事務手続きを行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> （使用許可の申請手続）</p> <p>第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書（様式第4号）を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>【行政財産使用料条例】</b> （使用料の納付）</p> <p>第2条 行政財産の使用をしようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> </div>	<p>平成28年3月28日付けで行政財産使用許可について大阪府教育委員会教育長宛て申請を行い、平成28年3月29日付け大阪府教委指令教委保第2765号により許可を受けた。</p> <p>申請に基づく許可内容</p> <p>使用期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>使用面積：5.216㎡</p> <p>使用目的：貸ロッカー（10台）</p> <p>また、5年間分の使用料567,560円を平成28年4月15日付けで大阪府に納付した。</p>
設置場所	縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)																								
1階 南東側	0.605	1.727	1.045																								
1階 西側	0.605	1.727	1.045																								
1階 北東側	0.605	2.584	1.563																								
地下2階	0.605	2.584	1.563																								
合計			5.216																								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月15日）